

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和7年3月26日（水）

午後1時10分 開会

午後1時18分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	宮 城 克
委員	山 城 康 弘
委員	上 里 広 幸
委員	平安座 武 志
委員	岸 本 一 徳

副委員長	我如古 盛 英
委員	知 念 秀 明
委員	石 川 慶
委員	宮 城 優
委員	宮 城 政 司

議 長	呉 屋 等
-----	-------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局 長	仲 村 厚 子
議事担当主幹	平 田 駒 子

次 長	當 山 全 盛
議事係長	伊 佐 直 樹

○ 協議案件

1. 本会議における教育長の欠席について
2. その他

議会運営委員会（要旨）

令和 7 年 3 月 26 日（水）

○宮城克 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 1 時 10 分）

【協議事項】

本会議における教育長の欠席について

○宮城克 委員長 本件について、このあと引き続き行われる座間味万佳議員の一般質問の前に、我如古盛英委員より申し入れがあり、その対応の説明のため急遽議会運営委員会を開催した。

申入れというのは、体調不良で急遽欠席となった教育長への答弁を求める予定であった一般質問について、教育長の代理出席の対応はできないかということであった。対応の説明を事務局より説明お願いしたい。

○議会事務局 説明員の出席については、市長から教育長含め部長以下の職員等へ説明を委任をする旨、議会宛てに通知がされることによる。

地方自治法第 121 条において、要点を述べると、「地方公共団体の長、行政委員会の委員長または委員並びにその委任または嘱託を受けた者は、議会の会議に付議された議案に対する委員の質疑または一般質問に対し、説明および答弁するため、議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、正当な理由がある場合において、その旨を届け出た時は、出席義務は解除される。」とされている。

今回、教育長が本会議中に体調不良により欠席となり、これを届出たとみなし、議長が義務を解除したという解釈で欠席を認めている。

教育長の代理については、教育委員の中に職務代理者がいるが、今回、通知された委任嘱託の名簿の中には記載がないため、代理はいないという取扱いである。

○宮城克 委員長 ただいまの説明に質疑があれば伺いたい。

○我如古盛英 委員 職務代理者はいるが、議会が始まる前に当局から指名されていないということでしょうか。

○議会事務局 定例会が始まる前に今回の説明員を委任嘱託する名簿が出されるがその中に入っていないということである。

○我如古盛英 委員 本日、執行部側へ変更を促すことはできるのか。

○議会事務局 本来、一般質問に関して市長がその答弁を自ら委任嘱託を行っているものに対し、議会から指定することはできないと判断している。

○我如古盛英 委員 では、明日の一般質問での教育長答弁はどうなるか。

○議会事務局 議会側で判断するのではないと考える。市長、指導部長、教育部長も出

席するので、出席者で対応すると思われる。

○石川慶 委員 教育長の体調は心配であるが、今回の議会運営委員会でのこの協議は、事前に我如古委員は事務局に聞いて確認しなかったのか。

○我如古盛英 委員 概ね確認した。

○石川慶 委員 確認した内容を議会内で共有すれば、議会運営委員会まで開催する必要は無かったのではないか。

○呉屋等 議長 本件は、副議長及び議会運営委員長からも確認があったため、私、議長より、開催の要請を行った。他にも疑義のある議員もいるかもしれないので、しっかり確認しておいた方が明日以降の議会運営がスムーズにいくと考えたためである。

○石川慶 委員 単純な確認として質問した次第である。

○上里広幸 委員 教育長の体調の状況についてもお知らせいただきたい。

○宮城克 委員長 皆さん心配されているので、事務局にて情報が把握できたら教えていただきたい。

【協議結果】

本会議における教育長の欠席の取扱いについて確認された。

○宮城克 委員長 ほかになければ終わりたいがよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後 1 時 18 分）